

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4220394号
(P4220394)

(45) 発行日 平成21年2月4日(2009.2.4)

(24) 登録日 平成20年11月21日(2008.11.21)

(51) Int.Cl. F I
H04W 4/00 (2009.01) H04Q 7/00 100

請求項の数 6 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2003-565136 (P2003-565136)	(73) 特許権者	504292093
(86) (22) 出願日	平成15年1月27日 (2003.1.27)		コニクリーケ・ケイピーエヌ・ナムロー
(65) 公表番号	特表2005-516545 (P2005-516545A)		ゼ・フェンノートシャップ
(43) 公表日	平成17年6月2日 (2005.6.2)		オランダ国エヌエル-2516 シーケイ
(86) 国際出願番号	PCT/EP2003/003456		・ザ・ヘーグ, マーンブレイン 55
(87) 国際公開番号	W02003/065678	(74) 代理人	100089705
(87) 国際公開日	平成15年8月7日 (2003.8.7)		弁理士 社本 一夫
審査請求日	平成16年10月1日 (2004.10.1)	(74) 代理人	100076691
(31) 優先権主張番号	02075362.0		弁理士 増井 忠武
(32) 優先日	平成14年1月30日 (2002.1.30)	(74) 代理人	100075270
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)		弁理士 小林 泰
		(74) 代理人	100080137
			弁理士 千葉 昭男
		(74) 代理人	100096013
			弁理士 富田 博行

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 電子的フォームを記入するための移動端末及びプロバイダ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動端末(1)とプロバイダ(2、3)とを備える移動通信のための通信システムであって、少なくとも1つのプロバイダ(3)が、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダ(3)であり、該フォーム・プロバイダが少なくとも1つの移動端末(1)にフォーム信号を送信するための送信モジュール(33)を備え、前記移動端末(1)が、前記フォーム信号を受信するための受信機を備え、また前記通信システムが、データを提供するデータ・プロバイダ(2)を備えた、前記通信システムにおいて、

前記データ・プロバイダ(2)が、前記移動端末(1)から要求信号を受信するための受信モジュール(24)と、前記要求信号に応じてデータ信号を前記フォーム・プロバイダ(3)に直接送信するための送信モジュール(23)とを備え、

前記データ信号が前記フォームに入力されるデータを含み、

前記移動端末(1)が、前記要求信号を送信する送信機(15)を備えること、
を特徴とする通信システム。

【請求項2】

請求項1記載の通信システムにおいて、前記フォーム・プロバイダ(3)がサービス・プロバイダ(3)であり、前記データ・プロバイダ(2)がアクセス・プロバイダ(2)であることを特徴とする、通信システム。

【請求項3】

10

20

請求項 2 記載の通信システムにおいて、アクセス・プロバイダのサーバ(21)に格納された前記データ信号が、ユーザーのアクションに応じて調整可能であることを特徴とする、通信システム。

【請求項 4】

移動端末(1)とプロバイダ(2、3)とを備える移動通信のための通信システムにおいて利用されるデータ・プロバイダ(2)であって、少なくとも1つのプロバイダ(3)が、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダ(3)である、前記のデータ・プロバイダ(2)において、

前記データ・プロバイダ(2)が、移動端末(1)から要求信号を受信するための受信モジュール(24)と、前記要求信号に応じてデータ信号を前記フォーム・プロバイダ(3)に直接送信するための送信モジュール(23)とを備え、

前記データ信号が、前記フォームに入力されるデータを含むこと、を特徴とするデータ・プロバイダ。

【請求項 5】

移動端末(1)とデータ・プロバイダ(2)とフォーム・プロバイダ(3)とを備える移動通信のための通信システムにおいて、前記フォーム・プロバイダ(3)が、少なくとも部分的にデータが入力される必要のあるフォームを表わすフォーム信号を、1つの前記移動端末(1)に提供し、前記データ・プロバイダ(2)によって前記フォームに対応した前記データを含むデータ信号を提供されて、前記データを前記フォームに入力する方法

において、前記データ・プロバイダ(2)が備える受信モジュール(24)により、前記フォーム信号に関連する要求信号が前記移動端末(1)から受信されるステップと、

前記要求信号に応じて、前記データ・プロバイダ(2)が備える送信モジュール(23)により、前記データを含むデータ信号が、前記フォーム・プロバイダ(3)に送信されるステップとを備える、方法。

【請求項 6】

データ・プロバイダ(2)におけるサーバ(21)に、請求項 5 に記載の方法の各ステップを実行させるためのプログラム・コードを有するコンピュータ・プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、移動端末とプロバイダとを備える移動通信のための通信システムであって、少なくとも1つのプロバイダが、少なくとも一部にデータが記入される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダである通信システムに関連する。

【0002】

本発明は、更に、移動端末と、プロバイダとを備える移動通信のための通信システムにおいて利用されるデータ・プロバイダであって、少なくとも1つのプロバイダが、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダであるようなデータ・プロバイダと、

移動端末とプロバイダとを備える移動通信のための通信システムにおいて利用される方法であって、少なくとも1つのプロバイダが、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダであるような方法と、

移動端末とプロバイダとを備える移動通信のための通信システムにおいて利用される、データ・プロバイダのサーバを介して実行されるプロセッサ・プログラム製品であって、少なくとも1つのプロバイダが、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダであるようなプロセッサ・プログラム製品と

に関する。

【0003】

そのような通信システムは、一般に、例えば、基地局、スイッチ、ルーター、ブリッジ

、サーバなどのようなネットワーク・ユニットを備え或いは利用するアクセス・プロバイダを介して移動端末がサービス・プロバイダと通信する移動通信システムとして知られる。

【0004】

前記フォーム・プロバイダは、一般に、周知であり、例えば、WMLに基づくWAP電話又はcHTMLに基づくiモード電話のような移動端末を利用する移動ユーザーにより、例えばWAPインターネット接続又はiモード・インターネット接続を介して訪問される。前記ユーザーが、このフォーム・プロバイダ或いは他の関係者から情報を取得すること、又はこのフォーム・プロバイダ或いは他の関係者と取引を行うことに関心を持つ場合、フォーム・プロバイダは移動端末にフォームを送信する。このフォームは、例えば、名前、苗字、住所、郵便番号、都市、電話番号、電子メール・アドレス、生年月日、クレジット・カード番号、有効期限などのフィールドを備え、前記ユーザーの手作業により、又は欧州特許第1168264号に開示されたようにプロキシにおいて自動的に、データを入力される必要がある。

10

【0005】

欧州特許第1168264号は、無線装置と取引サーバとの間に設置されたプロキシを開示する。取引サーバはフォームを提供し、該フォームはプロキシにおいて記入される。プロキシは、記入されたフォームを最終的な提出のために無線装置に送信する。

【0006】

既知の通信システムは、とりわけ、比較的効率が悪いという不利益を有する。

20

本発明の目的は、とりわけ、本発明に係る比較的効率の良い通信システムを提供することである。

【0007】

移動端末とプロバイダとを備える移動通信のための本発明に係る通信システムにおいては、

少なくとも1つのプロバイダが、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダであって、例えば、少なくとも1つの移動端末にフォーム信号を送信するための送信モジュールを備え、

例えばデータを提供するデータ・プロバイダを備え、該データ・プロバイダは、例えば、前記移動端末から要求信号を受信するための受信モジュールと、前記要求信号に応じてデータ信号を前記フォーム・プロバイダに直接送信するための送信モジュールとを備え、前記移動端末は、例えば、前記フォーム信号を受信する受信機と、前記要求信号を送信する送信機とを備える。

30

【0008】

ユーザーの要求に応じてフォーム・プロバイダ又は他の関係者にデータを提供するデータ・プロバイダなどを備える本発明に係る通信システムを提供することにより、ユーザーは、もはや前記データを自分自身で入力しなくてもよい。フォーム信号は、例えば、フォーム(の部分)を表す信号であってもよく、標準化されたフォームを定義する信号であってもよい。データ信号をフォーム・プロバイダに直接送信することにより、記入されたフォームは、もはや最終的な提出のために移動端末に送信されることはない。データ信号を移動端末を介して間接的にフォーム・プロバイダへ送信する場合に比べ、フォーム・プロバイダへの直接送信は、より効率的である。

40

【0009】

本発明は、とりわけ、移動端末による最終的な提出は避けられるという洞察に基づくものであり、とりわけ、データ信号はフォーム・プロバイダに直接送信されるべきであるという基本的な発想に基づくものである。

【0010】

本発明は、とりわけ、比較的効率のよい通信システムを提供するという課題を解決する。

本発明に係る通信システムの一つの実施の形態は、前記フォーム・プロバイダがサービ

50

ス・プロバイダであり、前記データ・プロバイダがアクセス・プロバイダであるという利点を有する。

【0011】

これは、例えば、アクセス・プロバイダは通常、既に少なくとも何らかの移動ユーザーの個人データを処理しているために、アクセス・プロバイダが一層効率的になることを可能とする。

【0012】

本発明に係る通信システムの一つの実施の形態は、アクセス・プロバイダのサーバに格納された前記データ信号が、ユーザーのアクションに応じて調整可能であるという利点を有する。

【0013】

これにより、前記ユーザーは、例えば、固定端末或いは移動端末を利用してアクセス・プロバイダのウェブ・サイトを訪れることにより、又は、手紙、FAX、電子メールを送信し或いは電話をすることなどにより、アクセス・プロバイダのサーバに格納されたユーザーの個人データを調整するという選択肢を持つ。

【0014】

本発明に係るデータ・プロバイダ、本発明に係る方法、及び、データ・プロバイダのサーバを介して動作する本発明に係るプロセッサ・プログラム製品の実施の形態は、本発明に係る通信システムの実施の形態に対応する。

【0015】

本発明のこれらの又は他の側面は、以下に記載される実施の形態を参照することにより明らかになり、理解される。

図1は、受信機11、メモリ12、インターフェース13、マン・マシン・インターフェース(mmi)14及び送信機15に結合された(より一般的には、それらと通信する)プロセッサ10を備える本発明に係る移動端末1を開示する。受信機11の入力はインターフェース13の出力に結合され(より一般的には、インターフェース13の出力と通信し)、該インターフェースの入力が送信機15の出力に結合される(より一般的には、送信機15の出力と通信する)。インターフェース13の入出力は、基地局4を介したアクセス・プロバイダ2との移動通信のためのアンテナに結合される(より一般的には、アンテナと通信する)。

【0016】

アクセス・プロバイダ2は、サーバ21、スイッチ22、送信モジュール23、受信モジュール24及び調整モジュール25に結合された(より一般的には、それらと通信する)プロセッサ20を備える。スイッチ22は、外部的には基地局4及びサービス・プロバイダ3に結合され(より一般的には、それらと通信し)、内部的にはサーバ21、送信モジュール23の出力、受信モジュール24の入力、及び調整モジュール25に結合される(より一般的には、それらと通信する)。

【0017】

サービス・プロバイダ3は、受信モジュール31、モジュール34、インターフェース32、サーバ35、及び送信モジュール33と結合された(より一般的には、それらと通信する)プロセッサ30を備える。受信モジュール31の入力はインターフェース32の出力と結合され(より一般的には、インターフェース32の出力と通信し)、該インターフェースの入力は送信モジュール33の出力に結合される(より一般的には、送信モジュール33の出力と通信する)。インターフェース32の入出力は、スイッチ22に結合される(より一般的には、スイッチ22と通信する)。

【0018】

移動端末1を利用するユーザーは、例えば、ウェブをサーフィンし、アクセス・プロバイダ2及び基地局4を介してサービス・プロバイダ3を訪れる。移動端末1は、例えば、WMLに基づくWAP電話、又はcHTMLに基づくiモード電話であって、例えば、WAPインターネット接続又はiモード・インターネット接続を利用する。前記ユーザーが

10

20

30

40

50

、このサービス・プロバイダ3から、例えば個人化された情報又は当該ユーザーの電子メール・アドレス或いは自宅住所に送信されるべき情報のような情報を取得し、又は、このサービス・プロバイダ3と取引を行うことに関心を持つ場合、サービス・プロバイダ3は、例えば送信モジュール33からインターフェース32、スイッチ22及び基地局4を介してフォーム信号を送信することにより移動端末1に電子的フォームを送信する。該フォーム信号は、インターフェース13及び受信機11を介して移動端末1に到達し、移動端末1においてmmi14を介して表示される。このフォームは、例えば、名前、苗字、住所、郵便番号、都市、電話番号、電子メール・アドレス、生年月日、クレジットカード番号、有効期限などのためのフィールドを備え、前記ユーザーによりデータを入力される必要がある。そのようなデータの inputs は、従来技術では、移動端末1のmmi14のキーを用いてデータを入力することにより実行されていたが、これは不便な手順であった。

10

【0019】

本発明によれば、電子的フォームは、はるかに便利な方法で扱われる。そのため、通信システムは、ユーザーの要求に応じて自動的にデータを提供するデータ・プロバイダを備える。前記のユーザーは、mmi14を介して(例えば、1つ又はそれ以上のキーを利用することにより)要求信号を生成し、該信号は、プロセッサ10、送信機15、インターフェース13、基地局4及びスイッチ22を介して、受信モジュール24に送信される。プロセッサ20は、情報を受け取り、データ信号が送信されるよう送信モジュール23を制御する。

【0020】

20

第1の実施可能な形態によれば、このデータ信号は、スイッチ22及びインターフェース32を介してサービス・プロバイダ3の受信モジュール31に直接送信され、該モジュールにおいて、例えば、プロセッサ30の制御の下にサーバ35に格納される。

【0021】

第2の実施可能な形態によれば、このデータ信号は、スイッチ22、基地局4及びインターフェース13を介して移動端末1の受信機11に送信され、移動体端末11において、例えば、プロセッサ10の制御の下に、メモリ12に一時的に格納され、mmi14を介して表示される。これにより前記のユーザーは、このデータを確認し、場合によっては修正する選択肢を有するが、これは大いなる利点である。

【0022】

30

その後、ユーザーの(例えば、1つ又はそれ以上のキーを利用することによる)アクションに応じて、更なるデータ信号が、送信機15から、インターフェース13、基地局4及びスイッチ22を介して前記サービス・プロバイダ3に直接送信される。前記ユーザーがデータを修正した場合、前記更なるデータ信号は前記データ信号とは異なり、前記ユーザーがデータを単に確認しただけの場合には、更なるデータ信号は前記データ信号に対応する(例えば、前記データ信号と等しい)。これとは別に、前記移動端末の内部、又はデータ・プロバイダと移動端末との間でこのデータ信号がユーザーによる相互作用なしに(例えば、標準化された推奨及び/又は規則違反のために)修正される場合、前記更なるデータ信号は前記データ信号から更に異なり得る。移動端末1からサービス・プロバイダ3へのスイッチ22を介した(しかし、受信モジュール24及び送信モジュール23の介入なしでの)直接送信は、アクセス・プロバイダ2が前記データを生成する際に一度だけ必要とされるという点で有利である。

40

【0023】

代わりに、ユーザーの(例えば、1つ又はそれ以上のキーを利用することによる)アクションに応じて、確認信号が、送信機15からインターフェース13、基地局4及びスイッチ22を介してアクセス・プロバイダ2の受信モジュール24に送信される。プロセッサ20は情報を受取り、送信モジュール23がサービス・プロバイダ3に更なるデータ信号を送信するよう送信モジュール23を制御する。これは、ユーザーがデータを修正すること、又は修正せずに単にデータを確認することを可能とする。ユーザーがデータを修正する場合、更なるデータ信号は前記のデータ信号とは異なり、ユーザーがデータを修正せ

50

ずに単に確認する場合には、前記更なるデータ信号は前記データ信号に対応する（例えば、前記データ信号と同じである）。しかし、いずれの場合にも、（更なる）データ信号が移動端末1からサービス・プロバイダ3に送信される必要はなく、単に確認信号又は修正信号のいずれかが移動端末1からアクセス・プロバイダ2に送信される必要がある。（更なる）データ信号は、通常、低コスト且つ高速な接続を有する公衆交換網を介してアクセス・プロバイダ2からサービス・プロバイダ3に送信されるが、これは大いなる利点である。

【0024】

前記サービス・プロバイダ3及び前記アクセス・プロバイダ2は、フォーム信号及びデータ信号を格納するためのサーバを備える。これは、アクセス・プロバイダが通常、少なくとももなんらかの移動ユーザーの個人データを既に処理しているため、アクセス・プロバイダ2を一層効率的にすることを可能とする。

10

【0025】

第3の実施可能な形態によれば、アクセス・プロバイダのサーバ21に格納された前記データ信号は、ユーザーのアクションに応じて調整される。そのため、前記ユーザーは、アクセス・プロバイダのサーバ21に格納されたユーザーの個人データを調整する選択肢を持つ。そのため、アクセス・プロバイダ2は、サーバ21に格納されたデータの調整を行う調整モジュール25を備える。この調整モジュール25は、例えば、固定端末又は移動端末を用いてアクセス・プロバイダのウェブ・サイトを訪れることによりユーザーにより遠隔制御され得、又は、例えば固定端末又は移動端末を利用した前記ユーザーからの手紙、FAX、電子メール、電話などを受け取った後にアクセス・プロバイダの従業員により制御される。

20

【0026】

ユーザーの要求に応じてフォーム・プロバイダ（例えばサービス・プロバイダであるがそれに限定されない）にデータを提供するデータ・プロバイダ（例えばアクセス・プロバイダであるが、それに限定されない）を備える本発明に係る通信システムを提供することにより、ユーザーは、もはや、前記データを自身で入力しなくてもよい。フォーム信号はフォーム（の部分）を表す信号であってもよく、標準化されたフォームを定義する信号であってもよい。

【0027】

本発明は、とりわけ、移動端末からのデータ入力が不便であるという洞察に基づき、とりわけ、このデータをサービスとして提供することができるという基本的な発想に基づく。

30

【0028】

本発明は、とりわけ、電子的フォームが、委任された関係者により少なくとも部分的に且つ自動で記入されることを可能とする通信システムを提供するという課題を解決する。記入された電子的フォームは前記フォーム・プロバイダに返送され、又は、1つ又はそれ以上の他の関係者に送信される。前記フォーム・プロバイダに返送される場合、少なくとも（更なる）データ信号が、場合によっては例えば（データ及びフォームを連結するための）連結コードのような前記フォーム信号の少なくともごく一部とともに、送信される必要がある。1つ又はそれ以上の他の関係者に転送される場合、一般に、（更なる）データ信号のみが送信されるのでは充分でなく、例えばフォーム信号全体又は以下に説明するコードのような、少なくとも前記フォーム信号のより大きな部分が一緒に送信される。

40

【0029】

個々の実施可能な形態及び個々の代わりの形態は、他の実施可能な形態及び代わりの構成と互いに組み合わせられ得る。移動端末1、アクセス・プロバイダ2及びサービス・プロバイダ3の、ブロックの形で図示されている或いは図示されていない各部分は、100%ハードウェアで実現されても、100%ソフトウェアで実現されても、又は両者の混合により実現されてもよい。図示されている或いは図示されていない各ブロックは、移動端末、アクセス・プロバイダ及びサービス・プロバイダごとに、図示されている或いは図示さ

50

れていないブロックと互いに統合され得るが、アクセス・プロバイダとサービス・プロバイダとの組合せごとに統合されてもよい。図示されているプロセッサ、メモリ及びサーバに加えて、各ブロックは、効率性のために図示されていない追加のプロセッサ及び追加のメモリを備え得る。インターフェース13及び32は、デュープレクサ、スプリッタ、スイッチなどであってもよく、バッファ、コンバータなどを備え得る。

【0030】

フォーム信号は、当該フォーム（の一部）を表示するための、フォーム（の一部）を表す信号であってもよく、又は、標準化されたフォームを定義するフォーム・コード信号であって、フォーム全体を定義する1つのコード、又はそれぞれが例えばフォームの1つ又はそれ以上のフィールドを定義する幾つかのコードを備えるフォーム・コード信号であつてもよい。前記フォーム信号は、例えば、更に、サービス・プロバイダのアドレスを定義するアドレス・コード、及び/又は、他の関係者の宛て先を定義する宛て先コード、及び/又は、移動端末及び/又はそのユーザーを定義する識別コードを備える。

10

【0031】

要求信号は、例えば、移動端末及び/又はそのユーザーを定義する前記識別コードを含み、更に、例えば、前記フォーム・コード、及び/又は、サービス・プロバイダのアドレスを定義する前記アドレス・コード、及び/又は、他の関係者の宛て先を定義する前記宛て先コード、及び/又は、前記アクセス・プロバイダのアドレスを定義するアドレス・コードを含み得る。

【0032】

20

確認信号は、例えば、移動端末及び/又はそのユーザーを定義する前記識別コードを含み、更に、例えば、前記フォーム・コード、及び/又は、サービス・プロバイダのアドレスを定義する前記アドレス・コード、及び/又は、他の関係者の宛て先を定義する前記宛て先コード、及び/又は、前記アクセス・プロバイダのアドレスを定義するアドレス・コード、及び/又は、1つ又はそれ以上の修正を定義する修正コードを含み得る。

【0033】

（更なる）データ信号は、フォームのフィールドに記入されるべきデータを含み、更に、当該フォーム（の一部）を表示するためにフォーム（の一部）を表す信号を含んでもよく、又は、標準化されたフォームを定義するフォーム・コード信号であって、フォーム全体を定義する1つのコード、又はそれぞれが例えばフォームの1つ又はそれ以上のフィールドを定義する幾つかのコードを備えるフォーム・コード信号を含んでもよい。前記（更なる）データ信号は、更に、例えば、移動端末及び/又はそのユーザーを定義する前記識別コードを含み、更に、例えば、サービス・プロバイダのアドレスを定義する前記アドレス・コード、及び/又は、他の関係者の宛て先を定義する前記宛て先コード、及び/又は、前記アクセス・プロバイダのアドレスを定義する前記アドレス・コードを含み得る。

30

【0034】

言うまでもなく、移動端末1において、前記コードは、場合によっては1つ又はそれ以上のユーザーのアクションに応じて、一般に自動的に信号に追加される。アクセス・プロバイダ2及びサービス・プロバイダ3において、前記コードは、移動端末、アクセス・プロバイダ及びサービス・プロバイダの間の既に設定された（無線）接続の結果として、一般に自動的に信号に追加される。前記アクセス・プロバイダ及び前記データ・プロバイダが同一のプロバイダに属していない場合、前記データ・プロバイダに送信されるべき要求信号は、場合によってはアクセス・プロバイダからデータ・プロバイダに対して設定される必要のある他の接続を含み得る。

40

【0035】

図2に示されるブロック図において、各ブロックは以下の意味を有する。

ブロック100：移動ユーザーの端末が、インターネット接続を設定するために、アクセス・プロバイダ宛ての（電話番号のようなアクセス・プロバイダのアドレス・コードを含む）インターネット信号を生成し、その後、サービス・プロバイダの（例えばURLのような）アドレス・コードを生成する。

50

【0036】

ブロック201：アクセス・プロバイダが前記インターネット信号を受信し、前記サービス・プロバイダとのインターネット接続を設定する。

ブロック302：前記サービス・プロバイダから情報を取得し、及び/又は前記サービス・プロバイダと取引を行うことに関心を示す移動端末のユーザーが、サービス・プロバイダを訪れる。

【0037】

ブロック303：サービス・プロバイダが、アクセス・プロバイダを介して移動ユーザーの端末にフォーム信号を送信する。

ブロック104：移動ユーザーの端末が、データが記入される必要のある前記フォーム信号を受信する。

【0038】

ブロック105：移動ユーザーの端末が、前記アクセス・プロバイダに対し、前記データを自動生成するための要求信号を送信する。

ブロック206：アクセス・プロバイダが前記要求信号を受信し、前記移動ユーザーの端末又はサービス・プロバイダのいずれかに送信されるデータ信号を生成する。

【0039】

ブロック107：移動ユーザーの端末が前記データ信号を受信し、データを確認及び/又は修正し得る。

ブロック108：移動ユーザーの端末が、前記データ信号とともにサービス・プロバイダに送信され、又は前記データ信号とともにアクセス・プロバイダに送信される、場合によっては修正信号を含む確認信号を生成する。

【0040】

ブロック209：アクセス・プロバイダが、前記データ信号とともに場合によっては前記修正信号を含む前記確認信号を受信し、前記の場合によっては修正されているデータ信号を、サービス・プロバイダに送信する。

【0041】

ブロック310：サービス・プロバイダが、電子的フォームを記入するためのデータを含む前記データ信号を受信する。

ブロック311：サービス・プロバイダが、移動ユーザーの端末に、データの受け取りを報告する報告信号を送信する。

【0042】

ブロック112：移動ユーザーの端末が前記報告信号を受信し、それにより、当該サービス・プロバイダの他のサービスを訪れ、又は(場合によっては、アクセス・プロバイダと統合された、又はアクセス・プロバイダのポータルなどを經由する)他のサービス・プロバイダを訪れ、又はインターネット接続を終了する選択肢を持つ。

【0043】

従って、本発明には、例えば以下のような様々な特徴を見出すことができる。

移動端末(1)とプロバイダ(2、3)とを備える移動通信のための通信システムである。

【0044】

少なくとも1つのプロバイダ(3)が、少なくとも部分的にデータ入力される必要のあるフォームを提供するフォーム・プロバイダ(3)である。

前記フォーム・プロバイダ(3)が、少なくとも1つの移動端末(1)にフォーム信号を送信するための送信モジュール(33)を備える。

【0045】

前記通信システムが、データを提供するデータ・プロバイダ(2)を備える。

前記データ・プロバイダ(2)が、前記移動端末(1)からの要求信号を受信するための受信モジュール(24)と、前記要求信号に応じてデータ信号を送信するための送信モジュール(23)とを備える。

10

20

30

40

50

【0046】

前記移動端末(1)が、前記フォーム信号を受信する受信機(11)と、前記要求信号を送信する送信機(15)とを備える。

前記データ・プロバイダ(2)が、前記移動端末(1)に前記データ信号を送信する前記送信モジュール(23)を備える。

【0047】

前記移動端末(1)が、前記データ信号を受信する前記受信機(11)を備える。

前記移動端末(1)が、ユーザーのアクションに応じて更なるデータ信号を送信する前記送信機(15)を備える。

【0048】

前記移動端末(1)が、ユーザーのアクションに応じて、前記データ・プロバイダ(2)に確認信号を送信する前記送信機(15)を備える。

前記データ・プロバイダ(2)が、前記確認信号を受信する前記受信モジュール(24)と、前記確認信号に応じて更なるデータ信号を送信する前記送信モジュール(23)を備える。

【0049】

前記フォーム・プロバイダ(3)及び前記データ・プロバイダ(2)のそれぞれが、フォーム信号及びデータ信号を格納するサーバ(35、21)を備える。

前記フォーム・プロバイダ(3)がサービス・プロバイダ(3)であり、前記データ・プロバイダ(2)がアクセス・プロバイダ(2)である。

【0050】

アクセス・プロバイダのサーバ(21)に格納された前記データ信号が、ユーザーのアクションに応じて調整可能である。

上記により、更なる通信システム、更なるデータ・プロバイダ、更なる移動端末、更なる方法及び/又は更なるプロセッサ・プログラム製品が、上記の特徴の1つ又はそれ以上を用いて、及び/又は、導入部及び/又は図面の説明において開示された更なる特徴を用いて、本発明の範囲を逸脱することなく定義され得ることが明らかである。

【図面の簡単な説明】

【0051】

【図1】図1は、本発明に係るデータ・プロバイダと本発明に係る移動端末とを備える本発明に係る通信システムを示す。

【図2】図2は、本発明に係る方法と、本発明に係るプロセッサ・プログラム製品とを図示するブロック図である。

10

20

30

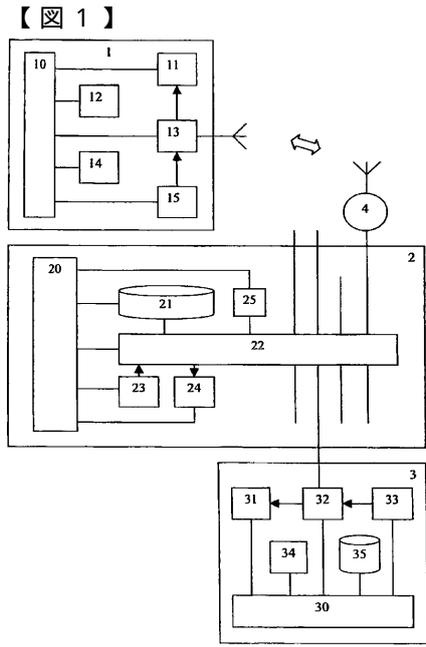


Fig. 1

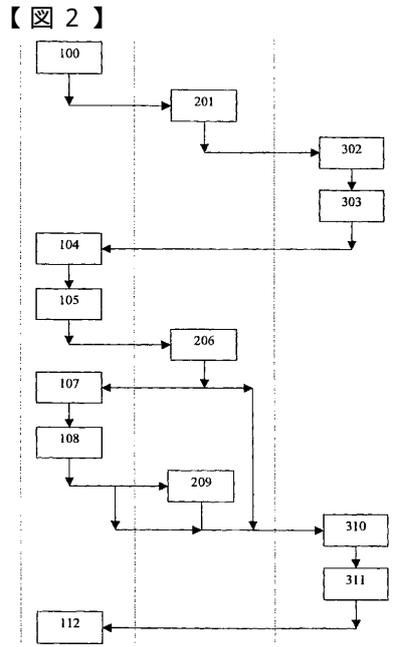


Fig. 2

フロントページの続き

(74)代理人 100091063

弁理士 田中 英夫

(72)発明者 ゾム, パブロ

オランダ国エヌエル - 3 0 1 4 ディーシー・ロツテルダム, クルイスプレイン 1 2 1

(72)発明者 ヴァン・フルテン, クリスチャン・コーネリス・マリア

オランダ国エヌエル - 2 6 2 8 エイダブリュー・デルフト, バルササール・ヴァン・デール・ポ
ルウェグ 4 8

審査官 丹治 彰

(56)参考文献 特開2001-306937(JP, A)

欧州特許出願公開第01168264(EP, A1)

特開2001-338208(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04B7/24-7/26

H04Q7/00-7/38